

本庄市と日本郵便株式会社との包括連携に係る実施要領

令和3年11月19日
本 庄 市
日 本 郵 便 株 式 会 社

本庄市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年3月30日に締結した「本庄市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関して必要な細目について、次のとおり定める。

1 協定第2条に定める連携事項の実施について次のとおり実施する。

- (1) 第1号から第3号については、「地域における協力に関する覚書」により実施する。
- (2) 第4号については、「災害発生時における協力に関する覚書」により実施する。
- (3) 第5号から第7号については、都度、協議により定めるものとする。

2 実施開始日

この要領は、締結日の翌日から実施するものとする。

令和3年11月19日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市
本庄市長

吉 田 信 解

乙 本庄市内郵便局代表
埼玉県本庄市早稲田の杜2丁目1番75号
日本郵便株式会社
本庄早稲田駅前郵便局長

田 村 真 吾

地域における協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、住民が、安心して暮らせる地域社会づくりに資するため甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、本庄市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合は、別紙1「高齢者等見守り報告書」により情報提供する。
- (2) 道路の異状を発見した場合は、別紙2「道路損傷状況等連絡票」により情報提供する。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合は、別紙3「不法投棄等発見報告書」により情報提供する。

2 前項の規定により乙が情報提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議し決定する。

災害発生時における協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、本庄市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、本庄市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力要請できる。

- (1) 緊急車両等としての車両提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る次に掲げる災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 災害者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うため必要な事項^(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請があったもののうち協力できる事項

(注) 別紙4及び別紙5「避難者情報確認シート(避難先届)」又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出するものとし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 本庄市 市民生活部 危機管理課 課長

乙 日本郵便株式会社 本庄郵便局長

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議し決定する。

以下余白